官報告示

官庁事項

労働安全衛生法第57条の３第３項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示

危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の３第３項の規定に基づき、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針を次のとおり公表する。

なお、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年３月30日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第２号）は、平成28年６月１日をもって廃止する。

平成27年９月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　名称　化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

２　趣旨　本指針は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係る労働安全衛生法第57条の３第１項及び第２項の規定に基づく措置の基本的な考え方及び実施事項について定めたものであり、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とするものである。

３　適用日　平成28年６月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、青森県最低賃金（昭和55年青森労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月18日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間679円」を「１時間695円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月18日

神奈川労働局長　若生　正之

第４号中「１時間887円」を「１時間905円」に改める。

高知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、高知県最低賃金（昭和55年高知労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月18日

高知労働局長　伊津野信之

第４号中「１時間677円」を「１時間693円」に改める。

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人三宅俊一郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年９月18日　名古屋法務局

公示送達

特許法第191条（意匠法第68条第５項及び商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	氏名	送達する書類 事件の表示	書類名
東京都北区滝野川４の18の１　フラット摩耶101号	北村　修一	特願2015―046400 特願2015―109162	手続補正指令書（方式）
兵庫県姫路市飾磨区城南町２丁目10番地１	中村　素弘	商願2014―011526	登録査定の謄本
東京都新宿区新宿一丁目19番３号　エルスタンザ新宿御苑602号	株式会社Ｄ・Ｕ・Ｏ	商願2014―096448	〃
中国広東省東莞市常平鎮橋瀝村担水拗工業区	東莞市安美扣具　有限公司	判定2013―600003	判定書謄本
茨城県水戸市南町３―４―70	沼田　恵	取消2015―300291	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成27年９月18日

特許庁長官

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年９月18日

国土交通大臣　太田　昭宏

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成27年９月19日から平成28年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟並びにこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年９月18日

国土交通大臣　太田　昭宏

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成27年９月19日から平成28年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟並びにこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第７１７８６号

東京都千代田区丸の内３丁目４番２号新日石ビル10階田辺総合法律事務所

申立人　上中　綾子

本籍東京都中野区中野５丁目37番、最後の住所東京都中野区中野５丁目14番１号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日平成24年１月22日、出生の場所東京府荏原郡大森町、出生年月日昭和５年７月29日、職業不詳

被相続人　亡　本間　富江

催告期間満了日　平成28年４月29日

東京家庭裁判所